

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2018 年 12 月）傍聴

日 時： 2018 年 12 月 11 日（火）、12 日（水）、13 日（木）

場 所： ロンドン IASB 本部

出 張 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 岡部 健介

IASB 会議（2018 年 12 月）傍聴報告

日時：2018 年 12 月 11 日（火）、12 日（水）、13 日（木）

スケジュール：別紙を参照

場所：ロンドン IASB 本部

2018 年 12 月 11 日から 12 月 13 日に、英国ロンドンの IFRS 財団事務所にて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。12 月の IASB ボード会議では、以下の論点が議論された。

- 概念フレームワークへの参照の更新（IFRS 第 3 号「企業結合」の改訂）
- 引当金
- 動的リスク管理（DRM）
- 共通支配下の企業結合（BCUCC）
- 基本財務諸表
- リサーチ・アップデート
- 資産リターンに依存する退職給付
- IBOR 改革及びその財務報告への影響
- 料金規制対象活動
- 開示に関する取組み
- 保険契約（教育セッション含む）
- IFRS 適用上の問題

【12 月 11 日（火）】

保険契約（教育セッション）

本セッションでは、13 日の議論に向けてアジェンダ・ペーパー2E「保有する再保険契約の将来キャッシュ・フローの測定」についてスタッフから説明がなされた。

【12 月 12 日（水）】

概念フレームワークへの参照の更新（IFRS 第 3 号「企業結合」の改訂）

（背景）

IASB は、2018 年 3 月に概念フレームワークを改訂したことを受け、各基準書の概念フレームワークへの参照を更新している。IFRS 第 3 号「企業結合」は、認識の条件において概念フレームワークを参照し、原則として概念フレームワークにおける資産又は負

債の定義を満たす項目を企業結合時に認識することを求めており、当該参照を更新することにより、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」との関係で影響が生じ得ることを IASB スタッフは確認している。具体的には、概念フレームワークの負債の定義を満たすのみで企業結合時に負債の認識を求めると、その後の会計期間末に IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」における認識要件を満たさない負債について認識が中止され、利得が生じることが懸念されている。

（今回の会議で議論された主な論点）

IFRS 第 3 号における概念フレームワークへの参照を更新するにあたり、IFRS 第 3 号に追加の例外規定を設け、IAS 第 37 号の範囲の義務について IAS 第 37 号及び IFRIC 第 21 号の認識要件を満たす義務のみを、企業結合時に負債として認識することを要求するか否か、及び偶発資産を取得企業が認識しないことを明示すべきかについて議論された。その上で、このような改訂を設ける場合の適用時期及びデュー・プロセスについても議論がなされた。

（主な暫定決定事項）

IASB は、次の内容について暫定的に決定した。

- a. 企業結合時に IFRIC 第 21 号又は IAS 第 37 号を適用して現在の義務が識別される場合にのみ、IFRIC 第 21 号の範囲に含まれる賦課金及び IAS 第 37 号の範囲に含まれる義務を認識することを明確にする。
- b. 企業結合時に取得企業は偶発資産を認識しないことを明確にする。
- c. 適用時期について以下のとおりとする。
 - i. 取得日が適用日以降に開始する最初の事業年度の期首以降となる企業結合に適用することを求める。
 - ii. 早期適用を認めるが、その旨を開示することは求めない。
 - iii. 2020 年 1 月 1 日より前に改訂が公表される場合、企業が「IFRS 基準における概念フレームワークへの参照の更新」のすべての改訂を同時に適用することを条件に、2020 年 1 月 1 日より前に開始する事業年度に適用することを認める。
- d. 提案される改訂に対するコメント期間は 120 日とする。

（今後の予定）

IASB スタッフが公開草案を作成し、2019 年の上半期に公表することが予定されている。

引当金

（今回の会議で議論された主な論点）

引当金に関するリサーチ・プロジェクトを、今後、活動中のプロジェクトとすることが報告されるとともに、今後のプロジェクトの計画について IASB スタッフから説明がなされた。

今回の IASB ボード会議で特段の決定事項はなかった。

（今後の予定）

IASB スタッフは、2015 年 7 月に IASB が検討したリサーチの要約を更新する予定である。

動的リスク管理（DRM）

（背景）

IASB は、2010 年後半から、動的に管理されるポートフォリオに対して、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、動的リスク管理（DRM）の会計処理について検討を行うリサーチ・プロジェクトを進めている。IASB は、2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」を公表したものの、2015 年 7 月の IASB ボード会議において、2 回目のディスカッション・ペーパーの公表を目標とすることを暫定的に決定している。

2018 年 9 月の IASB ボード会議においては、不完全な一致¹（imperfect alignment）の状況において財務諸表の利用者にどのような情報を提供すべきかについて議論が行われた。その中で、DRM モデルを適用する場合に求められる最低限の一致について、定量的分析で裏付けられる定性的な基準という形で要求することが暫定決定されていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の IASB ボード会議では、最低限の一致に関する要求が、DRM モデルの文脈でどのように適用されるかについて議論がなされた。

（主な暫定決定事項）

IASB は、資産プロファイルの指定、目標プロファイル及び指定されたデリバティブが DRM モデルの目的と整合しない会計上の結果をもたらす不一致を生じさせるような不均衡を反映しない場合に、DRM モデルを適用できることを暫定決定した。さらに、一層の明確化を条件に、目標プロファイルと資産プロファイル及び指定されたデリバティブとの間に経済的関係がなければならないことを暫定決定した。また、定量的な閾値は定義しないという過去の暫定決定を強調した。

¹ オーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジのように、ヘッジ関係が不完全な場合を指す。

（今後の予定）

今後も IASB は DRM モデルに関する検討を継続する予定である。

共通支配下の企業結合（BCUCC）

（背景）

2018 年 6 月に IASB は、共通支配下の企業結合（BCUCC）を処理するにあたって、IFRS 第 3 号に定められる取得法を基礎とした方法を開発するとともに、受入企業の非支配持分（NCI）に影響を及ぼす BCUCC について有用な情報を提供するためにその取得法をどのように修正すべきか検討することとしていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB スタッフは、取得法を NCI に影響を及ぼす BCUCC のすべてではなく、一部に対して適用することを提案し、その一部を決める方法として、定量的な指標と定性的な指標の組合せを検討していることが示された。議論の中では、ストラクチャリングの機会を企業に与えないように原則主義的な方法が望ましいという意見や、NCI 以外の他の利用者（例えば潜在的な投資者）の存在も加味したアプローチを検討すべきではないかという意見が聞かれた。

今回の会議では、特段の決定は求められておらず、IASB としての暫定決定はなかった。

（今後の予定）

今後の IASB ボード会議で、IASB は本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法について議論を継続する予定である。

基本財務諸表

今回の会議では、(1)列を用いた経営者業績指標（MPM）の表示及び(2)EBITDA について議論がなされた。

(1) 列を用いた経営者業績指標（MPM）の表示

（背景）

これまでの議論の中で、MPM を財務業績の計算書の中で表示することを認め、当該 MPM が IAS 第 1 号で特定される小計又は合計と異なる場合には、注記で当該 MPM と最も直接比較できる小計又は合計との調整表を開示することを求めることが暫定決定されていた。一方で、企業が財務業績の計算書において、複数の列を設定して MPM への調整を表示できるかどうかについては明らかにされていなかった。

（今回の会議で議論された主な論点）

スタッフは列の使用について何らかの制限を設けることを検討し、MPM に関する情報を財務業績の計算書で列を用いて表示するためのガイダンスを提供し、一定の場合にその使用を認める方法（アプローチ A）及び財務業績の計算書での列を用いた MPM に関する情報の表示を禁止する方法（アプローチ B）を検討したが、ガイダンスの開発が困難であることからアプローチ B を提案した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、財務業績の計算書での列を用いた MPM に関する情報の表示を禁止することを暫定決定した。

(2) EBITDA

（背景）

過去の会議において、IASB は EBITDA を財務業績の計算書で表示することも、注記で開示することも求めないことを暫定決定していた。これについて、EBITDA と表現された指標の計算方法に関する現行の多様性を排除する等のプロジェクトの目的に沿って追加の検討を行い、IASB が EBITDA を説明すべきか、MPM とみなさない指標のリストに EBITDA を追加すべきか、及び EBIT という名称を使う場合は、その頭文字が意味するものに従って計算すべきであるという決定を更新すべきかどうか、が検討する必要がある課題とされていた。このうち、EBITDA の説明に関しては、減価償却及び償却前営業利益を基礎とすることが一部のボードメンバーから示唆されていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB スタッフは、減価償却及び償却前営業利益を MPM とみなさない指標のリストに加える方法（アプローチ A）と、EBITDA について記述し、EBITDA を MPM とみなさない指標のリストに加える方法（アプローチ B）を検討した。IASB スタッフは、アプローチ A が、EBITDA の計算に係る多様性を排除するというこの論点に係るガイダンスを提供する目的と整合しないため、アプローチ B を提案した。また、EBITDA に関するこの論点が、EBIT に関する過去の暫定決定に及ぼす影響についても議論された。

（主な暫定決定事項）

IASB は以下の点を暫定決定した。

- MPM とみなさない指標のリストに、減価償却及び償却前営業利益を追加する。
- 財務諸表での財務業績の指標として EBIT 又は EBITDA の名称を用いることが誤解を生じさせる可能性がある状況の例示は提供しない。この暫定決定は、EBIT の名称を用いることに関する過去の暫定決定を改定するものである。

また、IASB は、EBITDA という名称の使用に関するガイダンスを設けるべきかを協議

文書において質問するようスタッフに指示した。

（今後の予定）

今後の IASB ボード会議で、本プロジェクトの範囲に含まれる論点について議論を継続する予定である。

リサーチ・アップデート

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB における今後のリサーチ・プロジェクトの計画についてスタッフから説明がなされた。主な更新内容は引当金のプロジェクトの検討が開始されたことや、基本財務諸表プロジェクトが基準設定プロジェクトに移行したこと等であるが、今回の会議で特段の決定事項はなかった。

資産リターンに依存する退職給付

（今回の会議で議論された主な論点）

今後のプロジェクトの方向性について、2019 年の下半期にリサーチによる気付事項が共有され、追加の作業の要否が判断される予定であることが、スタッフから説明された。今回の会議で特段の決定事項はなかった。

IBOR 改革及びその財務報告への影響

（背景）

2018 年 6 月の IASB ボード会議で議論されたとおり、LIBOR、EURIBOR、及び TIBOR といったベンチマーク金利の存続可能性に疑義が生じている。ある法域では、代替指標としてリスク・フリー・レート（RFR）の利用の検討が進められており、IBOR ベンチマーク金利が多額で様々な金融商品で参照されていることから、財務報告に与える影響が懸念されている。

（今回の会議で議論された主な論点）

今後の IBOR 改革に関するプロジェクトの進め方についてスタッフから説明がなされた。スタッフは会計に関する論点を IBOR 改革前に財務諸表に影響を与える問題と、IBOR 改革の施行時に財務諸表に影響を与える問題の 2 つに分けて検討することを提案した。また、本プロジェクトを会計基準設定プログラムに追加することも提案された。

（主な暫定決定事項）

当該プロジェクトを基準設定プロジェクトに追加すること、及び最初に IBOR 改革前の影響について取り組み、その後に IBOR 改革施行時の影響について取り組むことが決

定された。

（今後の予定）

今後の IASB ボード会議で、IBOR 改革前に財務報告に影響を与える論点について議論する予定である。

【12 月 13 日（木）】

料金規制対象活動

（背景）

2018 年 7 月の会議で、規制資産及び規制負債の測定にあたって、それらから生じる将来キャッシュ・フローを合理的な割引率を用いて割り引くことが暫定決定されていた。その際、合理的な割引率か否かを判断するためのガイダンスの開発を IASB スタッフに指示していた。

（今回の会議で議論された主な論点）

規制上の時点差異から生じる規制資産又は規制負債の測定時に用いる割引率について、以下の 3 つの区分に従って議論が行われた。

- a. 規制上の自己資本ベースの一部を構成する項目に関する時点差異
- b. 規制上の営業支出の一部を構成する項目に関する時点差異
- c. 上記いずれにも該当しないが、現金の支払又は受領時に、規制上の営業支出又は自己資本ベースの一部を構成する費用又は収益の項目に関する時点差異

（主な暫定決定事項）

上記 a. について、IASB は、当初の規制上の時点差異から生じる見積将来キャッシュ・フローのみを加味し、割引率 0% で割り引くことを暫定決定した。これにより、規制上の全体的なリターンに関連する将来キャッシュ・フローは規制資産から除かれ、当該リターンが顧客に請求する料金に含まれる時に収益として認識されることとなる。

上記 b. について、少なくとも貨幣の時間価値及びキャッシュ・フローに固有の不確実性に対する補償を反映した割引率を用いることを暫定決定した。ただし、規制金利（又はリターン料率）が、当該割引率に追加のリターンを示している場合、超過分が識別可能な取引や事象に関連しているという明確な証拠がある場合を除き、規制金利（又はリターン料率）を用いる。

また、IASB は、この決定が規制上の営業支出の一部を構成する項目に関する規制負債の測定に与える影響に関する追加的な分析を実施するように IASB スタッフに依頼した。

上記 c. について、IASB スタッフは、基礎となる資産又は負債の測定に用いる割引率と同じ利率を用いて、規制上の資産又は負債を測定することを提案していたが、IASB は

当該提案を棄却し、繰延税金などの特定のケースにどのように適用されるのかについて追加の分析を実施するよう IASB スタッフに依頼した。

（今後のステップ）

今後の IASB ボード会議でも引き続き、当該論点について議論が行われる予定である。

開示に関する取組み

（背景）

2018 年 7 月の IASB ボード会議において、企業が IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従って重要な（significant）会計方針として開示すべき会計方針を決定する際に役立つよう、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」のガイダンス及び設例を開発することが暫定的に決定された。さらに、2018 年 10 月の IASB ボード会議において、「重要性がある（material）」取引その他の事象又は状況に関連する会計方針のすべてが、重要性がある（material）というわけではない旨を明確化すること、及び重要性がある（material）会計方針かどうかを企業が判断する助けとなるガイダンス及び設例の開発を継続することが暫定決定された。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の会議では、IAS 第 1 号第 117 項から第 124 項を修正し、「significance」の概念を「materiality」の概念に置き換えること、すなわち重要な（significant）な会計方針ではなく重要性のある（material）会計方針の開示を要求することについて議論が行われた。

（主な暫定決定事項）

IASB は、重要な（significant）会計方針ではなく重要性のある（material）会計方針の開示を企業に要求するように、IAS 第 1 号の第 117 項から第 124 項を修正することを暫定的に決定した。

（今後のステップ）

今後の会議でも引き続き、当該論点について議論が行われる予定である。

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

（背景）

IASB は、IFRS 第 17 号「保険契約」の導入を支援するための作業（IFRS 第 17 号に関する移行リソース・グループの会議を含む。）を行っている。導入支援の活動を通じて、IASB は、IFRS 第 17 号の適用上の課題を識別している。2018 年 10 月の IASB ボード会議で、移行リソース・グループや他の関係者が議論した懸念及び適用上の課題に関して、

IFRS 第 17 号に対して何らかの修正を提案する際に満たす必要がある要件を暫定的に決定した。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の会議では、2018 年 10 月の IASB ボード会議で提示された 25 項目の懸念及び課題の一部について、IFRS 第 17 号の修正の要否が議論された。

（主な暫定決定事項）

IASB は、財政状態計算書における保険契約資産及び負債の表示について、IFRS 第 17 号では保険契約グループから生じる権利義務を単一の資産又は負債として表示することを要求しているが、保険契約ポートフォリオ単位で表示するように IFRS 第 17 号の要求事項を修正することを暫定的に決定した。

また、以下の項目については IFRS 第 17 号の要求事項を修正しないことが暫定決定された。

- 未収保険料と未払保険料の表示及び測定
- 契約上のサービス・マージンの調整を決定するために使用する割引率
- 連結財務諸表における非金融リスクに係るリスク調整
- 保険契約の測定に使用する割引率の決定に対する原則ベースのアプローチ、又は企業が使用できるリスク調整技法の数の制限
- 保険金融収益又は費用の特定の金額を純損益又はその他の包括利益に表示する選択肢
- 直接連動有配当保険契約の定義
- リスク軽減活動に関する経過措置以外の要求事項
- IFRS 第 17 号及び IFRS 第 3 号を適用した場合の、企業結合で取得した契約の保険契約としての分類
- 企業結合で取得した保険契約についての保険事故の決定
- 保有している再保険契約の測定における将来キャッシュ・フロー
- 期中財務諸表における会計上の見積りの取扱い

（今後の予定）

今後の会議において、2018 年 10 月の IASB ボード会議で提示された 25 項目の残りの 10 項目について議論が行われる予定である。ただし、すべての項目を検討した後で、修正を行うことの便益がコストを上回るかどうかの結論を下す前に、修正のパッケージを全体として検討する予定である。

IFRS 適用上の問題

今回の会議では、(1)会計方針の変更（IAS 第 8 号の修正案）及び(2)IFRS 基準の年次改

善（2018-2020 年サイクル）について議論がなされた。

（1）会計方針の変更（IAS 第 8 号の修正案）

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の会議では、アジェンダ決定から生じる会計方針の変更の適用時期を定めるように IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正すべきかどうかについて、公開草案「会計方針の変更（IAS 第 8 号の修正案）」に寄せられたフィードバックに基づき議論された。

（主な暫定決定事項）

IASB は、IFRS 解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定から生じる会計方針の変更を企業がいつ適用するのかを定めるための修正を IAS 第 8 号に加えないことを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議で IAS 第 8 号の修正案で提案されている他の論点に関する議論を継続する予定である。

（2）IFRS 基準の年次改善（2018-2020 年サイクル）

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、次のサイクルの年次改善として以下の修正を提案することを決定しており、今回の会議では、主に、IFRS 第 1 号の修正案について、当該修正案の経過措置の議論が行われた。

- IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」－初度適用企業としての子会社
- IFRS 第 9 号「金融商品」－認識中止の目的上の 10%テストに含める手数料
- IFRS 第 16 号「リース」の設例 13－リース・インセンティブ
- IAS 第 41 号「農業」－公正価値測定における課税

（主な暫定決定事項）

IASB は、IFRS 第 1 号の修正案に関する経過措置について、IFRS 基準の過去の初度適用企業が本修正案を遡及適用することを許容も要求もしないことを暫定決定した。

また、公開草案「IFRS 基準の年次改善 2018-2020 年サイクル」のデュー・プロセスについて、コメント期間を少なくとも 90 日とすべきであることが暫定決定された。また、適用すべきデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、公開草案に関する書面投票を開始するための十分な協議及び分析が行われていることが確認された。

（今後の予定）

IASB は、2019 年第 2 四半期に公開草案を公表する予定である。

以 上

別紙 1 スケジュール

12 月 11 日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
15:30-16:00	保険契約（教育セッション）（アジェンダ・ペーパー2E）（予定 30 分→25 分）

12 月 12 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:15-10:45	概念フレームワークへの参照の更新（IFRS 第 3 号「企業結合」の改訂）（アジェンダ・ペーパー10）（予定 30 分→20 分）
10:45-11:00	引当金（アジェンダ・ペーパー22）（予定 15 分→20 分）
11:00-11:30	動的リスク管理（DRM）（アジェンダ・ペーパー4）（予定 30 分→50 分）
11:30-12:30	共通支配下の企業結合（BCUCC）（アジェンダ・ペーパー23）（予定 60 分→60 分）
12:30-13:15	昼食
13:15-15:15	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（予定 120 分→110 分）
15:15-15:30	休憩
15:30-15:45	リサーチ・アップデート（アジェンダ・ペーパー8）（予定 15 分→1 分）
15:45-16:00	資産リターンに依存する退職給付（アジェンダ・ペーパー29）（予定 15 分→15 分）
16:00-17:00	IBOR 改革及びその財務報告への影響（アジェンダ・ペーパー14）（予定 60 分→20 分）

12 月 13 日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:00-11:00	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）（予定 60 分→90 分）
11:00-12:00	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）（予定 60 分→25 分）
12:00-13:00	休憩
13:00-15:00	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）（予定 120 分→100 分）
15:00-15:15	休憩
15:15-16:45	IFRS 適用上の問題（アジェンダ・ペーパー12）（予定 90 分→60 分）

以 上